令和6年度

戸田市環境配慮型システム等 設置費補助金制度(個人・事業者向け)

環境への負荷の低い設備機器等の普及を促進し、地球温暖化対策の推進に 寄与することを目的とした補助制度です。

受付期間 ※1	工事着工予定日 ※2※3	実績報告書提出期限
令和6年4月 日から 令和7年 月3 日まで	令和6年4月 5日から 令和7年2月28日まで	令和7年2月28日

- ※ | 申請額の合計が予算額を超えた時点で受付終了となります。
- ※2工事着工予定日の2週間前までに申請してください。
- ※3設置後の申請は、本補助金制度の対象外となります。

【提出先及び問い合わせ先】



戸田市環境課 環境政策担当(市庁舎3階3 I番窓口)

TEL:048-441-1800 (内線344・377)

FAX: 048-433-2200

Eメール: kankyo@city.toda.saitama.jp

受付時間:8:30~12:00,13:00~17:00 (土日祝日及び年末年始を除く)

詳細は右記 QR コードより戸田市公式ホームページをご確認ください。

(申請書様式や予算残額を掲載しております)



1. 対象者

市税を**完納**している方で、下記の表のいずれかに該当するものが補助対象者となります。

補助対象	下記のいずれかに	由建立化からフェル	/# *
者区分	該当する者	申請可能なシステム	備考
個人	 既築の個人住宅の所有者をの個人住宅の所方子の活動では、 で設置する者 シスの者 シ築する者 の者 は空をのがした。 はいります。 はいります。 はいります。 はいります。 はいります。 はいまれて、 はいまれていまれて、 はいまれていまれていまれていまれていまれていまれていまれていまれていまれていまれて	・太陽光発電システム ・蓄電池 ・HEMS(家庭用エネルギー管理システム) ・自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート) ・燃料電池システム(エネファーム) ・宅配ボックス(戸建て住宅等) 左記Ⅰから3に該当する者	補助金の請求時までに市内に住所を有すること。
事業者	1. 既築の事業所※ 1 を所にシステムを設置する者 2. 事業所を新築し、又は取にステムを設置する者 2. 事業者で設置する者 3. 既築の賃貸物件にシステムを設置する者 4. 賃貸物件で、当該置する者 4. 賃貸物件で、当該置する者 4. 賃貸物件で、当該置する者 4. 賃貸物件で、当該置する者 4. 賃貸物件にシステムを設置する者	 ・太陽光発電システム ・蓄電池 ・自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) ・燃料電池システム(エネファーム) ・宅配ボックス(戸建て住宅等)左記 I 及び 2 に該当する者 ・宅配ボックス(集合住宅等)左記 3 及び 4 に該当する者 	※I 財又はサービスの生産及び供給が、人及び設備を有して、継続的所、とのでは、関係所、営業所、商店、農家に、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の
その他	管理組合で当該住宅にシス テムを設置するもの	・太陽光発電システム ・蓄電池 ・宅配ボックス(集合住宅等)	

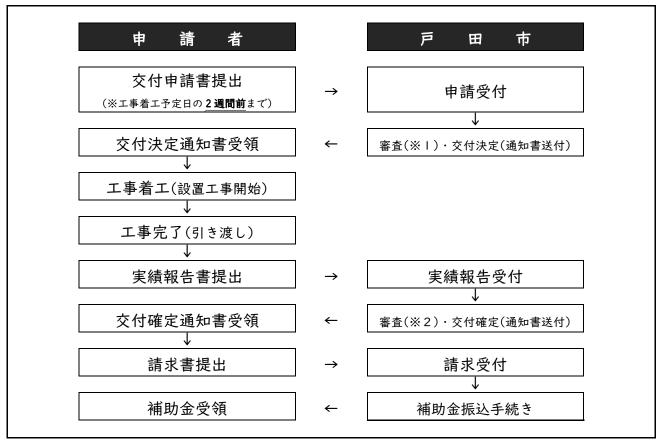
2. 補助対象システム別の補助内容

補助対象 システム	補助金額	補助の限度額	補助条件
太陽光発電システム	2万5千円に太陽電 池の最大出力(kW 表示とし、小数点第 3位以下の端数があ るときは、これを四 捨五入)を乗じた額 (千円未満切捨て)	Ⅰ5万円	財団法人電気安全環境研究所(JET)の 太陽電池モジュール認証相当の認証を受 けており、設置する太陽電池モジュール 全体の最大出力が IkW以上のもの
蓄電池	2万5千円に蓄電池 容量(kWh表示と し、小数点第2位以 下の端数があるとき は、これを四捨五入) を乗じた額(千円未満 切捨て)	Ⅰ5万円	再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時、電力需要のピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもの
H E M S (家庭用エネル ギー管理システ ム)	I 万円	台当たり 万円 (2台を限度)	設置住宅にて使用される空調、照明等の電力使用量を個別に計測及び蓄積をし、見える化が図られているものであり、かつ、ECHONET Lite(エコーネットコンソーシアムの認証仕様書に基づきコンソーシアムが指定する第三者認証機関により認証を受けているものをいう)を標準インターフェイスとして搭載し、ECHONET Liteによる空調、照明等の電力使用を制御するための機能を有するもの
自然冷媒ヒート ポンプ給湯器(エ コキュート)	3万円	台当たり 3万円 (2台を限度)	ヒートポンプ技術を利用し空気の熱で湯 を沸かすことができる給湯器のうち、冷 媒として二酸化炭素を使用するもの
燃料電池システ ム (エネファーム)	6万円	台当たり 6万円 (2台を限度)	都市ガス、LPガス等から燃料となる水 素を取り出して空気中の酸素と反応させ て発電し、発電時の排熱を給湯等に利用 するもの
宅配ボックス (戸建て住宅等)	設置に係る経費の2 分の の額(千円未 満切捨て。)	I 台当たり 3万円	一般財団法人ベターリビングが定める認 定マーク「B L マーク証紙」が表示された 宅配ボックスであり、かつ、移動できない ように固定されたもの
宅配ボックス (集合住宅等)	設置に係る経費の2 分の I の額(千円未 満切捨て。)	申請当たり O 万円 (2台以上の 申請のみ受 付)	同上

[※]すべて未使用のものであること

[※]住宅等に設置する据置型電気自動車等充給電設備(V2H)に対する補助は、「戸田市電気自動車等 導入費補助金制度」にあります。

3. 補助金交付の手続き



- ※ | 申請受付後の審査で現地調査を行う場合があります。その際に工事着工(新築建売住宅の場合は引渡し)が確認された場合には、補助金の交付ができません。
- ※2実績報告受付後の書類等審査で現地調査を行う場合があります。この調査の際に工事完了が確認できない場合には、補助金の交付ができません。

◇交付申請手続き

【提出方法】

書類の提出は**原則窓口での提出**となります。

但し、メール等により事前に書類に不備がないことを確認できている場合にのみ、 郵送でも提出可能です。(郵送での提出の場合は、「レターパック」や「特定記録郵 便」等、**郵便物を追跡できる方法**により送付してください。万が一郵便事故が発生 しても市では責任を負いません。)

また、補助対象システム毎に必要な書類が異なりますので、次頁の表をご確認ください。

【注意事項】

- ① 申請書作成の際には、記入例を必ず確認してください。
- ② 申請時提出書類は、原則申請者本人の名義(連名不可)となります。
- ③その他、追加の提出書類が必要となる場合があります。

【申請時提出書類一覧】〇…必須書類 Δ…備考欄の内容が該当する場合のみ

補助対象システム 提出書類	太陽光発電システム	蓄電池	HEMS	自然冷媒 ヒートポ ンプ給湯 器	燃料電 池シス テム	宅配ボックス	備考
交付申請書(第 号様式)	0	0	0	0	0	0	複数システムを申請する場合は一枚のみ
同意書(第2号様式)	0	0	0	0	0	0	管理組合を除く。
見積書の写し	0	0	0	0	0		内訳(型番及び費用の詳細)が明記されている工事請負契約書※ 又は見積書の写し※ 新築の場合は、契約者が分かる部分の契約書の写しも添付する。
設置建築物の位置図 (地図の写し)	0	0	0	0	0	0	機器を設置する建物を印した地図の写し
平面図等に設置位置を表示した配置図 (複数システムを設置する場合はシステム毎の写真)	O ※2	O ※3	0	0	0		※2 モジュール及びパワーコンディショナーいずれも印したもの ※3 パワーコンディショナーを設置する場合は、その位置も併せて印したもの
工事着手前の設置場所の現況 写真 (複数システムを設置する場 合はシステム毎の写真)	0	O ※5	0	0	0	\sim	※4 モジュール(設置する全ての屋根)及びパワーコンディショナー設置場所の写真を添付する。 ※5 パワーコンディショナーを設置する場合は、その設置場所の写真も併せて添付する。
カタログ等の写し (形状・型番・メーカー名・ 規格 等が明記されたもの)	O ※6	O ※7	0	0	0		※6 モジュール及びパワーコンディショナーのカタログ※7 パワーコンディショナーを設置する場合は、そのカタログも併せて添付する。
モジュールの第三者機関認証 の取得が分かる書類	0	-	-	-	-		VDE 認証や JET 認証 等 カタログに明記されている場合は、提出不 要
エコネットコンソーシアムの 認証の取得が分かる書類	-	-	0	_	-	_	カタログに明記されている場合は、提出不 要
BL 部品として認定されている ことが分かる書類	-	-	-	_	-	0	カタログに明記されている場合は、提出不要
本人確認書類の写し※8 (運転免許証やマイナンバー カードなど)	0	0	0	0	0	0	※8 ・法人の場合を除く。 ・窓口で提示する場合は、コピー等の提出は 不要
現住所地の納税証明書 (直近のもので、住民税の未 納がないことを確認できるも の)	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	令和6年1月2日以降に市内へ転入した方 (個人)又は申請日時点で市外在住の方(個 人・事業者)のみ
当該住宅の所有者の承諾書 (第3号様式)	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	設置住宅が申請者の所有でない場合のみ
管理組合の管理規約及び対象 システム導入を決定した決議 書又はそれに準ずる会議録の 写し	Δ	Δ	-	-	-	Δ	管理組合での申請の場合のみ

◇実績報告手続き

対象システムの設置工事(新築建売住宅の場合は引渡し)等が完了しましたら、下の表をご確認の上、速やかに実績報告書類を提出してください。書類の提出方法は、P4. ◇交付申請手続き【提出方法】をご確認ください。

【注意事項】

- ① 実績報告書作成の際には、記入例を必ず確認してください。
- ② その他、追加の提出書類が必要となる場合があります。
- ③ 令和7年2月28日までに書類が提出されなかった場合、補助金の交付はできません。

【実績報告時提出書類一覧】○…必須書類 △…備考欄の内容が該当する場合のみ

補助対象システム 提出書類	太陽光発電システム	蓄電池	HEMS	自然ヒポポ ポーン ポーン 器	燃料電 池シス テム	宅配ボックス	備考
実績報告書(第6号様式)	0	0	0	0	0	0	複数システムを設置した場合は一枚のみ
システム等の設置費に係る領 収書の写し又は領収証明書 (第7号様式)	0	0	0	0	0	0	領収書の書式は問わない。 領収証明書は、新築住宅等の領収書が発 行されない場合に使用する様式。
対象システムの設置状況を示すカラー写真 (複数システムを設置する場合はシステム毎の写真)	0 **!	O ※2	0	0	0	O ※3	※I 設置したもの全てのモジュール及びパワーコンディショナーの設置状況を写すもの(上記の提出が困難な場合は、出力対比表でも可能) ※2 パワーコンディショナーを設置した場合は、蓄電池本体の写真に加え、パワーコンディショナーの設置状況を写すもの ※3 床や地面、壁面に固定されていることが確認できるもの(施工途中の写真など)も添付すること
建築確認済証又は建物登記事 項証明の写し	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ		新築(建売住宅を含む)の方のみ 複数システムを設置した場合は一枚のみ
引渡日が確認できる書類の写 し	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ		新築建売住宅の方のみ 複数システムを設置した場合は一枚のみ

◇交付請求手続き

補助金の確定通知を受けた方は、請求書を提出してください。書類の提出は郵送も可能です。(郵送での提出方法は、P4.◆交付申請手続き【提出方法】をご確認ください。)

【注意事項】

- ① 振込先は、申請者名義の口座であることを確認してください。
- ② 請求書は申請者本人が記入してください。
- ③ 申請者印は、朱肉を用いて (シャチハタ不可)押印してください。
- ④ 他自治体からの転入予定者は、戸田市に住民登録後に請求書を提出してください。
- ⑤ 請求書は、確定通知が届き次第、速やかに提出してください。令和7年4月30 日までに提出しない場合は、辞退したものとみなします。

【交付請求時提出書類一覧】○…必須書類

補助対象システム 提出書類	全補助対象システム	備考
請求書(第9号様式)	0	申請者本人が記入
口座情報(金融機関名、店名、預金 種目、口座番号及び口座名義(カナ) が分かるもの)	0	窓口で直接提出する場合は、原本を提示。 郵送で提出する場合は、コピー等を同封。

4. 注意事項

- ①同一年度中に、同一名義で、かつ同一システムの申請を行うことはできません。
- ②戸田市宅地開発等指導条例の適用を受けて緑地面積に加算する目的で太陽光発 電システムを設置する場合は、補助申請を行うことができません。
- ③補助対象システムが騒音や振動の発生源となり生活環境に影響を及ぼす場合が ありますので、設置の際には周辺への影響がないか必ずご確認ください。
- ④太陽光パネルの設置形態により火災が発生する事案が報告されています。 補助対象機器の設置によるトラブルについては、市は責任を負いかねますので設 置する際には業者に十分確認してください。
- ⑤提出書類作成の際に不明点がある場合、事前に申請書類を確認いたします。記入 済み(押印前も可)の書類を下記メールアドレスに送付してください。

【送信先メールアドレス】kankyo@city.toda.saitama.jp(※添付はIOMB まで)

⑥申請した後に設置を中止する場合は、「取下書(第5号様式)」及び添付書類として「決定通知書(第4号様式)」を速やかに提出してください。

Q & A

- ①申請は先着順か。
- ⇒先着順となります。複数件が提出され、予算を超えた場合には、超えた日に申請した者(不備があった者を除く)で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとなります。予算残額によっては交付額が満額にならない場合があります。
- ②補助対象経費はどのように算出するのか。
- ⇒補助対象経費は補助対象システムに係る機器及び工事費用(値引き等は除く)となります。詳細は、申請書(記入例)裏面をご確認ください。
- ③補助対象システムの工事の変更あるいは中止の場合、どのような手続きが必要か。
- ⇒申請状況に応じて、書類の提出が必要となりますので、環境課へご相談ください。 また、中止の際には「取下書(第5号様式)」及び添付書類として「決定通知書(第 4号様式)」をご提出ください(様式はホームページにてダウンロード可能)。
- ④住宅の屋根ではなく車庫や物置の屋根に設置する場合は申請可能か。
- ⇒補助対象となる場合がありますので、事前に環境課までご連絡ください。
- ⑤ポータブルソーラーパネルやポータブル蓄電池を購入する場合は補助が出るか。
 ⇒持ち運びが可能なものは補助対象外となります。
- ⑥実績報告書の提出期限までに補助対象システムの工事が間に合わない場合はどの ような手続きが必要か。
- ⇒中止の場合と同様に「取下書(第5号様式)」及び添付書類として「決定通知書(第4号様式)」をご提出ください。

ただし、太陽光発電システムと蓄電池など複数種類の補助対象システムを同時に申請いただいた場合で、一部システムの設置工事が完了しているときは、補助金を一部交付できる可能性があるため、環境課へご相談ください。

その他、不明点は環境課へお問い合わせください。